

農業者の皆さんへ

「収入保険制度」へ加入しましょう

大型台風などの自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など、農業を取り巻くリスクの予測が困難かつ深刻化しています。「収入保険制度」に加入し、農業経営に対するリスクに備えましょう。

◎収入保険制度とは

全ての農産物を対象に過去の売り上げから基準収入を設定し、自然災害、市場価格の低下、取引先の倒産などによる収入減少に対し補てんする、農業経営のセーフティネットです。

収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんされます。

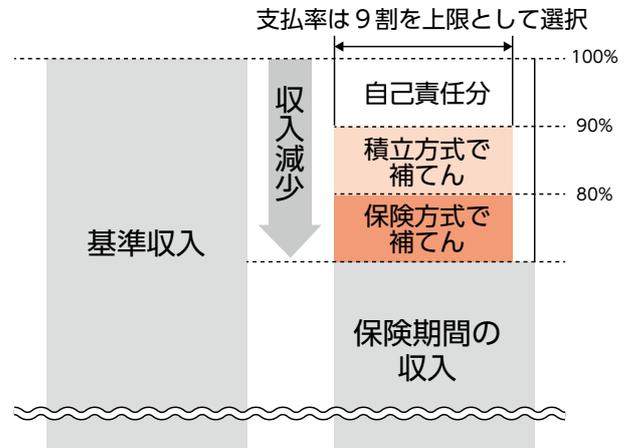
対象 青色申告を行っている個人・法人農業者

保険対象 農業者が生産・販売する全ての農産物の販売収入

問い合わせ先 NOSAI広島福山支所 府中出張所
(☎44-9577)

〈収入保険の補てん方式〉

5年以上の青色申告実績がある人の場合



過去5年間の平均収入を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

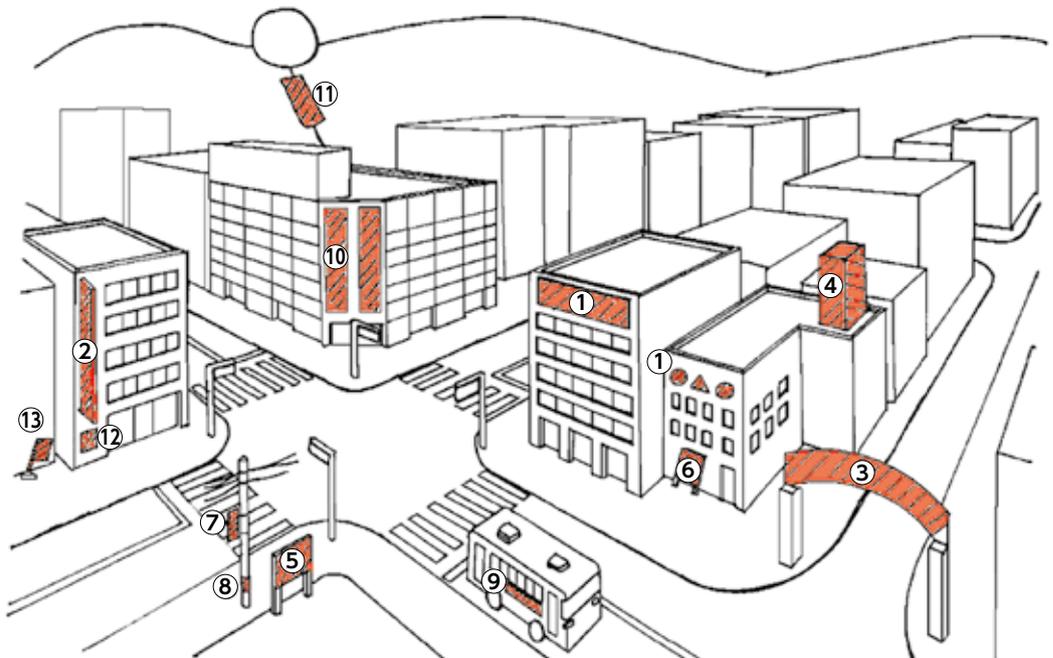
出典：農林水産省HP

「収入保険パンフレット」

9月1日(木)～10日(土)

屋外広告物適正化旬間

- ①壁面広告
- ②突出し看板
- ③アーチ看板
- ④屋上広告塔
- ⑤掲示板
- ⑥立看板
- ⑦電柱広告
(添加広告)
- ⑧電柱広告
(巻き付け広告)
- ⑨バス広告
- ⑩懸垂幕
- ⑪気球広告
(アドバルーン)
- ⑫はり紙
- ⑬のぼり旗



看板・広告塔などの屋外広告物を表示・設置する際は、市の許可が必要です。自己所有の土地や建物に表示・設置する場合も同様です。許可を受けずに屋外広告物を設置していると違反広告物となり、撤去されることもあります。

また、設置場所や広告物の種類・大きさなどによっては許可できない場合もあります。屋外広告物の安全点検が義務化され、一定の大きさを超える場合は許可期間更新時に屋外広告物安全点検報告書の提出が必要です。

問い合わせ先 土木課 (☎43-7236)